○農林水産省告示第千四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡肝付町波見字長谷三四二四の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県八代市坂本町百済来下字夏木二八二一の一、二八二一の二、二八二二の一、二八二二の二、二八四一の一、二八四七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県八代市坂本町鮎帰に字杉ノ元九六二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字杉ノ元九六二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県菊池市旭志伊萩字旭水六六〇の二、字次郎丸一〇四三、一〇四七の一、字山ノ上一二二三の一、一二二四、一二二五の一、一二二六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字旭水六六〇の二、字次郎丸一〇四七の一・字山ノ上一二二三の一・一二二四・一二二五の一・一二二六の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月二十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市美馬町字載久保四の一、四の二、字入倉六九七、六九八の一、字大久保二四の一、字里西屋敷六八の二、字中山一一八の一、一二二の一、一二二の二、字ノリコヘ一三五の一、字橋谷八の一、八の二、字細野五三の一、五三の三、五三の八、字丸山一四九、字味噌ケ久保一八の一、字西大久保三三の三、字松尾四三の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字載久保四の一・四の二・字入倉六九七・六九八の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字大久保二四の一、字里西屋敷六八の二、字中山一一八の一・一二二の一・一二二の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字ノリコヘ一三五の一、字橋谷八の一・八の二・字細野五三の三・五三の八・字丸山一四九・字味噌ケ久保一八の一・字西大久保三三の三（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、字嫁坂一一、字松尾四三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月二十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

丸森町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月二十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養